

社会福祉法人あすかの会役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすかの会（以下、「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任解任委員

(報酬)

第3条 役員は、無報酬とする。

2 役員のうち常勤の者については、社会福祉法人あすかの会職員給与規程を準用する。

(費用弁償)

第4条 役員が法人業務に従事し、若しくは会議に出席したときは費用弁償としての旅費を支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。